

とくしま外国人支援ボランティア会員登録及び活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多くの県民が県内で暮らす外国人等に対する自主的なサポートやボランティア活動に参加することにより、地域における国際交流と国際理解の促進、多文化共生のまちづくりを実現することを目的に、公益財団法人徳島県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する「とくしま外国人支援ボランティア」（以下「ボランティア」という。）の登録及び活動に関する必要な事項を定める。

(活動の種類及び内容)

第2条 ボランティアは県内在住外国人に対し、次に掲げる活動をひとつ以上行うものとする。

(1) 地域共生サポーター

地域の在住外国人等に対し、外国語による情報提供など日常生活における側面的支援を自主的に個人の責任において実施する。

(2) 語学ボランティア

県内で実施される国際交流、国際協力、外国人支援活動等における通訳及び当該活動に係る軽易な翻訳を行う。

(3) 災害時通訳ボランティア

大規模災害が発生した場合に、避難所や協会等において外国人支援のための通訳及び翻訳を行う。

なお、具体的な内容については、別途定める「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」によるものとする。

(4) ホームステイ・ホームビジットボランティア

一定期間（1泊2日以上）外国人を家庭に宿泊させるホームステイや、外国人を家庭に招いて交流を深めるホームビジットの受け入れを行う。

(5) 活動支援ボランティア

日本語学習支援や日本文化紹介、国際交流に係るイベントや関連業務、その他協会が実施する外国人支援活動に対する協力をを行う。

2 前項に掲げる活動であっても、次に掲げる活動については、対象としないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に関する活動

(3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動

(4) 特定の個人及び団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

(5) 専門知識や専門的語学力を必要とする活動

(6) 個人からの依頼に関する活動。ただし、地域共生サポーターはこの限りでない。

3 「地域共生サポーター」は、在住外国人から直接依頼を受け又は自主的に活動を行うものとし、「語学ボランティア」、「災害時通訳ボランティア」、「ホームステイ・ホームビジットボランティア」及び「活動支援ボランティア」、第7条及び第8条に掲げる手順、内容に基づき、協会がボランティアに対して活動の打診を行うものとする。

(要件)

第3条 ボランティアは、活動の趣旨を理解するとともに徳島県の国際交流及び多文化共生推進の熱意を有する者であり、原則、徳島県内に在住もしくは通勤、通学する者とする。

(申込及び登録)

第4条 ボランティア登録を希望する者は、申込書（様式1）に必要事項を記載の上、協会に提出する。

2 協会は申込所の内容を審査し登録の可否を決定するとともに、その結果を申込者に連絡する。

3 ボランティア登録後は、年度末ごとに一斉に更新の意思確認を行う。

4 ボランティアは、住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに協会に連絡することとする。

協会は、変更の連絡を受けた場合は、速やかに登録名簿の記載内容を変更する。

(登録の取消)

第5条 協会は次の場合、ボランティアの登録を取り消すこととする。

- (1)ボランティアから辞退の申し出があったとき
- (2)ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき

(保険加入)

第6条 協会は、ボランティアの活動にあたり社会福祉法人徳島県社会福祉協議会が窓口となるボランティア保険に加入する。但し、事故等の発生状況によっては保険が適応されない場合もある。

2 ホームステイ・ホームビジットに係る保険は、ボランティア保険で補償されない部分があるため、協会は依頼者に損害保険等の加入の有無を確認し加入を促すものとする。また依頼者はその保険の状況についてボランティアに告知するものとする。

(活動の依頼)

第7条 ボランティアに活動を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、ボランティア紹介依頼書（様式2）を、「語学ボランティア」及び「活動支援ボランティア」に活動を依頼する場合は、原則活動を希望する日の1ヶ月前までに、「ホームステイ・ホームビジットボランティア」に活動を依頼する場合は、原則2ヶ月前までに協会に提出しなければならない。

2 「災害時通訳ボランティア」の活動については、別途定める災害時通訳ボランティア活動ガイドラインに基づき、原則、協会から活動の依頼を行うものとする。但し、緊急を要する場合や、通信手段が困難となった場合はこの限りではない。

(対象となる活動)

第8条 「ボランティア」の対象となる活動は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、協会が適当と認めるものとする。

- (1) 協会が活動主体となるものであり協会が依頼するもの
- (2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる関係機関が依頼するもの
- (3) 県内の学校等が依頼するもの
- (4) その他協会が適当と認めるもの

2 協会は、ボランティアの活動にあたり、通訳・翻訳業を営んでいる民間事業者に対する配慮を行うこと。

(活動の承諾)

第9条 協会は、第7条に掲げる依頼を受け、当該依頼内容が第2条及び第8条に掲げる条件を満たすものと認められた場合は、ボランティアのうち当該ボランティア活動を実施することがふさわしい者の承諾を得た上で、紹介承認書（様式3）により依頼者に紹介する。

2 協会は、ボランティア活動を行うボランティアがいない場合は速やかにその旨を依頼者に連絡する。

(責務)

第10条 依頼者は、ボランティアが活動を実施するにあたり、活動内容の詳細等必要な情報を当該活動を行うボランティアに説明しなければならない。また、依頼者はボランティアに無理な活動、協力を強いてはならない。

2 活動を依頼されたボランティアは、当該活動の趣旨を理解し、依頼者及び対象となる外国人等関係者が円満に所期の目的を達成できるよう努めるものとする。また、ボランティアは自己の利益に資するような言動を行ってはならない。

(秘密の保持)

第11条 協会は、ボランティアに関する個人情報の管理に十分な対策を講じるとともに情報をボランティア活動以外の目的で使用してはならない

2 ボランティアは、活動により知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

3 依頼者は、活動によって知り得た個人情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

(活動報告)

第12条 依頼者は、活動終了後速やかに活動報告書（様式4）を協会へ提出しなければならない。

(報酬及び実費負担)

第13条 ボランティアの活動は、原則、無報酬とする。但し、活動に際し移動にかかる交通費等の実費が伴う場合は、原則、依頼者が負担する。

2 ホームステイ・ホームビジットにかかる費用については、前項に定めるものほか、宿泊等に伴う食費等の実費をボランティア家庭に支払うことができるものとし、その額等については、協会及び依頼者の協議により定めるものとする。

(損害賠償)

第14条 ボランティアが事故等により被った損害について、協会は賠償の責を負わないものとする。

2 ボランティアの活動（活動の不履行を含む。）により、依頼者等が被った損害について、協会及びボランティアは賠償の責は負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は平成25年2月1日から施行する。

財団法人徳島県国際交流協会ボランティア登録要綱は廃止する。

附則

この要綱は平成30年7月1日から施行する。